

## 施設等利用費の給付方法と償還払いにおける請求方法について (預かり保育・認可外保育施設等を利用する方)

施設等利用給付認定のうち、保育の必要性の認定（新2号・新3号）を受けた方が、預かり保育や認可外保育施設等の利用料（施設等利用費）の給付を受ける方法と、請求手続きが必要な場合（償還払い）の申請方法についてのご案内です。

### 1 無償化に係る利用料の給付方法について

無償化に係る利用料の給付方法には、以下の2種類があります。

法定代理 受領方式	利用料から施設等利用給付の額（無償化となる額）を差し引いた金額が施設から請求されるので、施設にお支払い下さい。市は施設に利用費を支払います。保護者の請求手続きは不要です。
償還払い 方式	一旦保護者が支払った利用料を、保護者の請求に基づき、市が保護者に支給する仕組みです。保護者は請求手続き（請求書と添付書類を提出）を行う必要があります。

利用状況別の給付方法は、下記表の通りです。

表 1

		利用状況		給付方法	注意事項	
A	在籍している児童 幼稚園等に	在籍する園の預かり保育を利用する場合		法定代理 受領方式	※在籍する園以外の預かり保育や認可外保育施設等が無償となるのは、在籍している幼稚園等の預かり保育の実施状況が、「開園日数200日未満」または「開園時間1日8時間未満（教育時間を含む）」の場合に限ります。	
B		在籍する園以外の預かり保育や認可外保育施設等を利用する場合		償還払い 方式		
C	地域型保育施設等に在籍しない児童 幼稚園や認定こども園、保育園、	認可外保育施設、 (一時預かりを含む)を利用する場合	1園利用の場合	法定代理 受領方式	※1園のみ法定代理受領方式（差額分を施設に支払う）を行い、他園には通常通り利用料をお支払いください。（償還払い方式での請求はありません。）	
D			2園以上利用する場合	1園だけで月額上限額に達する場合		法定代理 受領方式
E				1園だけで月額上限額に達しない場合		償還払い 方式
F			利用園数にかかわらず	償還払い 方式		
		病児保育事業、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）、保育園、認定こども園、地域型保育施設等が実施する一時預かり事業を利用する場合		償還払い 方式		

※認可外保育施設等・・・認可外保育施設、病児保育事業、一時預かり事業、子育て援助活動支援事業を指します。

※幼稚園等・・・幼稚園と認定こども園の幼稚園部分を指します。

## 2 償還払いの流れ

償還払い場合、利用料の支払いを受けるためには、保護者が請求手続きを行う必要があります。

## (1) 必要書類の提出について

## ア 必要書類

書類の名称	提出書類	
	Bに該当する場合	EまたはFに該当する場合
① 請求様式1（施設等利用費請求書（預かり保育等利用料 償還払い用））	○	
② 請求様式2（施設等利用費請求書（認可外保育施設等利用料 償還払い用））		○
③ 利用料を請求する全ての施設の「特定子ども・子育て支援の提供に係る領収証」の写し（3か月分）・・・利用料の請求をする全施設分	○	○
④ 施設が発行した「特定子ども・子育て支援提供証明書」の写し（3か月分）・・・利用料の請求をする全施設分	○	○
⑤ 援助を行う会員が発行した「活動報告書」の写し （子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）の利用費を請求する場合のみ、提出。）		該当する場合のみ
⑥ 「施設等利用給付認定通知書」の写し	○	○
⑦ 振込先を確認できる通帳等の写し	○	○
⑧ 本市指定の委任状 （申請者と口座名義が異なる振込先を指定する場合のみ）	該当する場合のみ	該当する場合のみ

## イ 提出時期

- ・請求の受付は、四半期（3か月）ごとに行います。

利用月	請求期限
4月～6月	同年度7月末まで
7月～9月	同年度10月末まで
10月～12月	同年度1月末まで
1～3月	翌年度4月末まで

## ウ 提出先

- ・佐賀市保育幼稚園課の窓口を持参又は郵送で提出してください。

（郵送の場合）送付先：佐賀市保育幼稚園課 〒840-8501 佐賀市栄町1番1号

## (2) 施設等利用費の支給について

- ・無償化の対象となる利用料（施設等利用費）の給付は、請求があってから概ね1～2か月後となる予定です。
- ・請求書の内容に不備がある場合や添付書類が不足する場合は、支払いが遅れる可能性があります。

## 3 その他の留意事項

無償化の対象となるのは、利用料に限ります。日用品、文房具、行事参加費、食材料費、通園送迎費等の費用は無償化の対象外です。